

令和7年度奨学のための給付金（通常申請）について

（和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項）

制度の概要

和歌山県文化学術課では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当する世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

令和7年度に入学し、早期給付の申請（4～6月分）をされた方で、7月分以降の支給を希望される場合は、通常申請（7～3月分）が必要です。

※本件の申請手続は、高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金申請（認定を受ければ授業料の負担を軽減できる制度）とは別の手続になりますのでご注意ください。

対象となる世帯

●令和7年7月1日現在、次の全てに該当している世帯が対象です。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の対象である学校（特別支援学校の高等部を除く。）に在学していること
- 2 生活保護（生業扶助）受給世帯又は、保護者（親権者）等全員の令和7年度（令和6年分）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）であること（以下「非課税世帯」という。）
- 3 保護者（親権者）等が和歌山県内に住所を有していること
※保護者（親権者）等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。
- 4 生徒が高等学校等就学支援金又は高等学校等学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること

●生徒及び保護者が以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・令和7年7月1日現在、在学している学校を休学している。
- ・生徒が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、見学旅行費又は特別育成費の対象となっている場合（母子生活支援施設の高校生等を除く）
- ・保護者が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない場合

支給される金額

以下のとおり、世帯状況、課程別により支給額が異なります。

早期給付申請者で通常申請を行う場合、通常申請の支給額は7～3月分です。

世帯状況		課程別	支給額 (年額)	支給額（早期給付申請者）	
				4～6月分	7～3月分
① 生活保護（生業扶助）受給世帯		全日制・定時制・通信制	52,600 円	13,150 円	39,450 円
② (上記①を除く)	非課税世帯	全日制・定時制	152,000 円	38,000 円	114,000 円
		通信制	52,100 円	13,025 円	39,075 円
③ 上記の世帯において、着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要である場合（当該災害等につき 1 回に限る）		全日制・定時制・通信制	81,000 円		

※上記③に関しては、「制服の再購入に係る誓約書」と「罹災証明書等」の提出が必要です。

申請に必要な書類

申請書〔別記第1号様式〕に必要事項を記入し、以下の申請書表面の「申請についての確認事項」に対応する添付書類及び振込先の通帳等の写し※を添えて申請してください。

※申請書表面の「以前の奨学給付金申請で記載した口座から変更しません。同じ口座への振り込みを希望します。」にチェックした場合は通帳の写しは添付不要となります。

※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請書類が必要です。

申請書の確認事項で

①基準日（7月1日）現在、生活保護を受けています。

②基準日（7月1日）現在、生活保護のうち生業扶助を受けています。

にチェックした方

添付書類：生活保護受給証明書（原本）（発行日が令和7年7月1日以降のもの）

※令和7年7月1日現在、生業扶助が措置されていることがわかるもの。

※上記証明書について生業扶助が措置されていることが明記されていない場合は、上記証明書発行窓口で措置状況を確認の上、生業扶助の措置の有無を追記してもらってください。

③以前の給付金申請でマイナンバーが確認できる書類を提出済みです。にのみチェックした方

添付書類は必要ありません。申請書を提出ください。

提出済みの当該台紙の記入内容（保護者等名、学校名、住所等）に変更がある場合は、保護者（親権者）等全員の個人番号カードの写し等を添付した『同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙〔別記第4号様式〕』を提出してください。

⑥上記①～⑤のいずれにも該当しません。にチェックした方

添付書類：①保護者（親権者）等全員の個人番号カードの写し等を添付した『同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙〔別記第4号様式〕』

又は

保護者（親権者）等全員の令和7年度（令和6年分）課税証明書（写し可）

②振込先の通帳等の写しについて

※「振込先の金融機関名」、「支店名」、「支店番号」、「預金種別（普通・当座等）」、「口座番号」、「口座名義（カナ）」について確認できるようにコピーを取ってください。

通帳のない場合も、キャッシュカードやネットバンク等のアカウント口座情報画面等、上記口座情報が確認できるものを提出してください。

申請期限

●申請期限

令和7年8月7日（木）まで（当日消印有効）

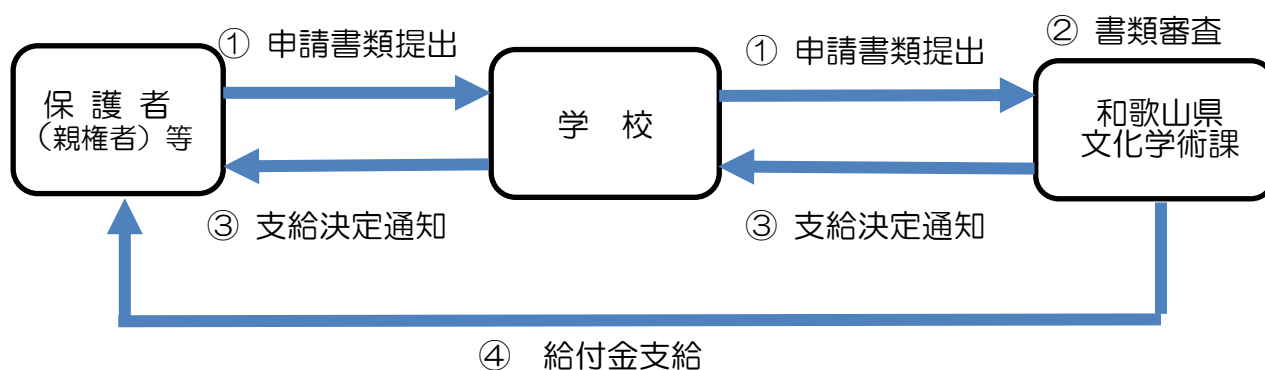
●提出先

対象生徒の在籍する学校

※ 各学校の案内に従って申請書類を提出してください。

申請から給付金の受取りまでの流れ

- ① 保護者（親権者）等は学校へ申請書類を提出、学校は申請書類を取りまとめて県へ提出
- ② 県にて書類審査
- ③ 認定結果については、学校を通じて、保護者（親権者）等へ通知
- ④ 県から支給決定を受けた保護者（親権者）等の口座へ給付金を入金



●支給時期

通常申請分の支給時期は、令和7年12月頃を予定しています。

(お願い)

振込日に関するお問い合わせをいただきますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別の学校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

留意事項

●支給先の口座情報について

申請書類の提出前に、『令和7年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』に申請された口座情報を転記いただき、支給決定通知書が到着するまで保管いただきますようお願いいたします。

県で申請書類を受付した後、県へ保護者様から申請口座に関するお問い合わせをいただくことがあります。個人情報保護の観点から、本人確認ができない電話ではお答えすることができないため、『令和7年度 奨学のための給付金振込用口座 申請者控え』により申請された口座情報をご確認ください。

●DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の申し出について

マイナンバー制度において、DVや虐待等の被害を受けて（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある方も含みます。）避難されている方については、避難先の住所・居所がある都道府県名又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、情報の不開示措置を申し出ることができます。

本件の申請手続において、個人番号カードの写し等を添付した『同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙〔別記第4号様式〕』を提出される方で、情報の不開示措置を希望される方は、『DV・虐待等被害者に係る「不開示申出書」』を他の申請書類とあわせてご提出ください。

●偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとし、又は受給したとき及び明らかに給付金を支給の目的以外の目的に使用したと認められるときは即時返還していただきます。

問合せ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班
電話番号 073-441-2098